

平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	選挙制度等		政策の予算額・執行額（百万円）		評価実施（予定）時期	平成23年9月	
	政策名	基本目標	22年度	23年度	担当部局	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課（他3室）	
政策の概要	選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。		予算額	52,289 百万円	178 百万円		
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。		執行額	52,112 百万円		作成責任者名 管理課長 原山 和巳	
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方（施策目標との因果関係）		指標の状況		
	目標（値）【目標年度】	21年度実績	22年度実績	実施状況及び施策目標の達成状況			
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	1	<ul style="list-style-type: none"> 在外選挙人登録の促進のための在外選挙の制度改善についての検討 区割審議会における衆議院小選挙区の区割り改定作業に向けた調査研究 インターネットによる選挙運動に係る論点整理 永住外国人の地方参政権付与に係る論点整理 	<ul style="list-style-type: none"> 制度改善に向けた検討の確実な実施 区割り改定作業に向けた調査研究の適切な実施 インターネットによる選挙運動及び永住外国人の地方参政権付与に係る論点整理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 社会のニーズ等へ対応するため、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査検討を指標として設定。 国勢調査人口の公示後1年以内に行うこととされている、衆議院小選挙区の区割り改定作業に向けた区割審議会の審議が行われることから、これに対応する調査研究を指標として設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 【在外選挙関係】より在外選挙人の便宜に資するような制度改革について検討。 【区割り改定関係】国勢調査人口の公示に向け必要な調査研究を実施。 【その他】各党各会派での議論を踏まえ、必要に応じて対応。 	<ul style="list-style-type: none"> 【在外選挙関係】より在外選挙人の便宜に資するような制度改革について検討。 【区割り改定関係】国勢調査人口の公示に対応する必要な調査研究を実施。 【その他】各党各会派での議論を踏まえ、必要に応じて対応。 	<p>在外選挙関係については、在外選挙人登録を促進するため、平成21年度より登録をより迅速に行う制度改革について、実務上の観点も含め関係省庁と検討を行っている。</p> <p>区割り改定関係については、平成23年2月の国勢調査人口速報値の公示前より、必要な調査研究に着手し、公示後も作業を継続していたところであるが、同年3月の最高裁判決を受け、各党各会派において制度改革等の議論がなされている。</p> <p>その他の項目についても各党各会派での議論を踏まえ、必要に応じて対応しているところであり、平成22年度には、平成23年4月に予定されていた統一地方選挙及び同年3月に発生した東日本大震災への対応として、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」及び「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」を国会に提出し、両法とも可決・成立した。</p>
公明かつ適正な選挙執行を実現すること	2	在外選挙人名簿登録者数	110,000 人 ※新制度までの暫定的な目標【23年度】	—（参議院選挙未実施）	【平成22年7月11日執行参議院議員通常選挙結果より】 実績値 113,230 人	<p>平成22年執行の参議院議員通常選挙の管理執行については、その執行に要する予算が前回選挙より大幅に減少したが、選挙管理執行事務の効率的な処理等について、選挙特報及び個別通知等を実施し、関係各者の積極的な取組により、投票への参加機会の増加・利便性の確保、高齢者や障がい者への対応などについては、目標を達成できた。</p> <p>なお、機器等の導入に経費が必要となる投票入場券のバーコード化及び投票用紙計数機導入については、目標値の達成が僅かにならなかったことから、引き続き選挙管理事務の効率的な処理について取り組んでいくこととする。</p> <p>また、参議院議員通常選挙後には、障がい者に係る投票環境向上に関する検討会を実施し、障がい者の投票環境向上のための具体的方策について取りまとめを行った。</p>	
3	スーパー、駅構内等における期日前投票所数	100 箇所【23年度】	実績値 175 箇所				
4	投票所入り口段差解消割合	100% ※人的介助含む【23年度】	実績値 100% ※人的介助含む				

	5	点字・音声情報媒体による「選挙のお知らせ版」の発行について（都道府県単位：比例代表選挙）	点字版 100% 音訳版 100% 【23年度】			実績値 点字 100% 音訳 100%	
	6	投票所入場券バーコード化	65%以上 【23年度】			実績値 63.2%	
	7	投票用紙計数機導入状況	95%以上 【23年度】			実績値 93.1%	
政治資金の透明性を確保すること	8	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率（収支報告書定期公表率）	政治団体全体では、過去3ヵ年平均（85.1%以上）を確保 政党（支部含む）、政治資金団体、国会議員関係政治団体については、提出率 100% 【23年度】	収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。	【平成20年分収支報告】 政治団体全体：85.6% （政党本部：100% 政党支部：100% 政治資金団体：100% その他の政治団体：85.0%） ●「国会議員関係政治団体」としての収支報告は、平成21年分から開始されたため、実績値なし	【平成21年分収支報告】 政治団体全体：85.3% （政党本部：100% 政党支部：99.0% 政治資金団体：100% その他の政治団体：84.5%） ●国会議員関係政治団体：94.7% （政党支部：98.9% その他の政治団体：93.7%）	政治資金収支報告書の提出（公表）率は、政治団体への督促等を通じ、政治団体全体は目標である例年と同水準（85.1%以上）を、また、政党支部の目標が僅かに下回ったものの政党本部及び政治資金団体については目標を確保していることから、政治資金については一定の透明性を確保している。また、政党・政治資金団体と同様に、特に国民の関心が高いとして別に目標を設定した国会議員関係政治団体（平成19年法改正により創設、平成21年分から収支報告）については、法改正以降、各政党を対象に複数回に渡って説明会を実施した結果、現職国会議員に係る国会議員関係政治団体については、提出（公表）率100%を確保（現職以外の国会議員関係政治団体を含めると94.7%）できたことから、目標はおおむね達成できた。

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	選挙制度等に係る調査研究	3百万円	2百万円	1	公職選挙法は、日本国憲法に則り、公職の候補者等の選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的としている。 選挙制度が選挙人の意思を適切に反映するよう、社会のニーズ等へ対応するため、調査研究を行うことにより、公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立に寄与する。
2	選挙等の管理執行及び普及宣伝	52,257百万円	166百万円	2,3,4,5,6,7	参議院議員通常選挙の実施に当たり、投票への参加機会の増加・利便性の確保、高齢者、障がい者の方が投票しやすい環境づくり、選挙管理執行事務の効率的な処理について、選挙特報及び個別通知並びに先進事例集の発出、実施率の低い団体への直接要請等を実施することで、各団体の意識が向上し、公明かつ適正な選挙執行の実現に寄与する。
3	政治資金・政党助成制度の適切な運営	29百万円	10百万円	8	政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開等を通じて、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。 総務省においては、政治資金制度が適切に運用され、政治資金の透明性が確保されるよう、政治団体から提出された政治資金収支報告書について、官報にその要旨を掲載するとともに、インターネット等を通じて公開しており、その提出率を高めることは、政治資金の透明性の確保に寄与する。

政策全体の 総括的な評価	<p>【総括的評価】 各施策において、その目標は概ね達成されており、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等が適切に運用され民主政治の健全な発達に寄与したと考える。また、今後の各施策の方針については次のとおりである。</p> <p>【公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること】 社会のニーズ等や区割審議会の審議に対応するため、選挙制度等に関する調査研究・論点整理を行うことは、公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立に不可欠であることから、引き続き調査研究・論点整理を行っていく必要がある。</p> <p>【公明かつ適正な選挙執行を実現すること】 有権者の投票参加のための環境整備や政治意識の向上を図るための選挙啓発を進めることは、民主政治の根幹をなす投票参加を支える重要な施策であることから、選挙実施時だけでなく常時においてもこれを推進していく必要がある。</p> <p>【政治資金・政党助成制度の適切な運営】 政治資金の透明性を高めることが、政治活動の公明と公正の確保につながり、ひいては民主政治の健全な発達に寄与すると考えることから、引き続き政治資金制度の周知に努めるとともに、政治団体による政治資金収支報告書の作成・提出、総務省における形式審査・要旨公表に関する一連の事務等について、より効率的な運用方法を検討していく必要がある。</p>
	<p>関係する施政方針演説等の名称</p> <p>年月日</p> <p>関係部分（抜粋）</p>

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	—	—	—
------------------------------	---	---	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>●衆議院選挙区画定審議会 ・衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告を行う。</p> <p>●障がい者に係る投票環境向上に関する検討会（平成22年度設置） ・障がい者に係る投票環境向上に関する検討会（以下「検討会」という。）は、障がいを有する有権者の選挙情報へのアクセス改善等、投票環境向上のための具体的方策について検討。</p> <p>① 投票所のバリアフリーについて、支障となる段差がないか、設置したスロープの勾配は適正か、すぐに職員が対応できる体制となっているかなど、障がい者や高齢者の方々の視点に立って再度点検を行い、必要な措置を講ずるとともに、中山間地域等における高齢者や障がい者の方々など、投票所への移動が困難な方々の投票機会の確保のため、巡回バスの運行などについて、十分配慮するよう全国の選管に要請。</p> <p>② 政見放送については、国政選挙に加え都道府県知事選挙についても手話通訳を付与することとし、23年4月の統一地方選挙においては全ての知事選挙（12都道府県）において、手話通訳が付された。</p> <p>③ 点字による「選挙のお知らせ版」についても、その内容を選挙公報全文とするとともに、音声版についても、必要数、準備するよう全国の選管に要請。</p> <p>④ 政見放送への字幕の付与については、次回の参議院議員通常選挙の比例代表選挙における政見放送から字幕を付すこととし、関係者がこれに向け、詳細なルールづくりを含め必要な取組を進めることとされた。</p>
-----------------	---

	<p>●政治資金適正化委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録政治資金監査人制度の運用に関し、政治資金監査に関する具体的な指針の作成や政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行っている。 <p>委員長 上田 廣一 委員 小見山 満 委員 日出 雄平 委員 谷口 将紀 委員 牧之内隆久</p>
<p>政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報</p>	

※指標 1 については、平成 22 年度目標設定表において目標（値）等を設定していないため、平成 23 年度目標設定表を参考に評価を実施している。